

社会福祉法人木津川市社会福祉協議会 指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人木津川市社会福祉協議会が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助、支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名所等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人木津川市社会福祉協議会
ケアセンターハッピーコスモス訪問介護事業所
- (2) 所在地 木津川市相楽山松川42番地2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 2名以上とする。
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 10名以上とする。
訪問介護員は、訪問介護サービスの提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名（非常勤兼務1名）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。

- (2) 営業時間 8時30分から17時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 8時から18時までとする。
但し、7時から8時、18時から22時までは、生活する上で必要な方については、対応可能な場合、訪問を行うものとする。
- (4) 年末年始の休日 12月30日から1月3日までとする。
但し、生活する上で必要な方については、相談の上、訪問を行うものとする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次に掲げるサービスとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活支援

(利用料及び支払いの方法)

第7条 第6条に基づくサービス事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省の定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から介護保険負担割合証に記載された割合に応じた支払いを受けるものとする。但し、法定代理受領サービス以外の場合は別途定める。

2 キャンセル料は、次のとおりとする。

(1) 訪問介護事業

- ・ 利用の24時間前までに連絡があった場合 無 料
- ・ 利用の24時間前までに連絡がなかった場合 実費の50%
- ・ 利用の2時間前までに連絡がなかった場合 実費の100%

但し、体調不良時のキャンセルについては、キャンセル料は発生しないものとする。

3 サービス提供の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4 第3項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、サービス提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるものとする。また、必要に応じて緊急搬送等の措置を講じるものとする。

- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、京都府、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 サービスの提供により利用者に賠償すべき事故が発生した場合、天変地異など不可抗力による場合を除き誠意をもって損害賠償を行う。ただし、事故の発生について利用者本人に過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

(苦情処理)

第9条 サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求めや当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力し、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、木津川市・精華町・笠置町・和東町・奈良市の一部（右京・左京・神功・朱雀）の区域とする。

(通常の事業の実施地域外)

第11条 実施地域を越えてサービスを提供する場合は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費を実費徴収する。なお、実費徴収の額は1km当たり10円とする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用する場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を利用する場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 本事業は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待の防止のための指針を整備する。

(3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(感染症予防に関する事項)

第 15 条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)感染症予防のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症防止のための研修を定期的実施する。

(4) 感染症予防を講じるための訓練（シミュレーション）に取り組む。

(ハラスメント対策に関する事項)

第 16 条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、次の各号に掲げるハラスメント対策に取り組む。

(1)事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発を図る。

(2)相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

- 2 ハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれるものとする。

(業務継続計画の策定)

第 17 条 感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」および「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を踏まえ、次の各号に掲げる業務継続計画（BCP）の策定に取り組む。

(1) 感染症に係る業務継続計画

a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

b 初動対応

c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

(2) 災害に係る業務継続計画

a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが

停止した場合の対策、必要品の備蓄等)

b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

c 他施設、地域との連携

（その他運営についての留意事項）

第18条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後2か月以内

（2）継続研修 月1回 年12回以上

（3）研修計画 年間研修計画の作成・実施

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、本会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（主治医との連携）

第

19条 事業所は、利用者の心身の状況に変化が認められた場合には、速やかにサービス提供責任者または管理者に報告するものとする。必要に応じて主治医に連絡し、その指示を受ける。

2 特に下記のいずれかに該当する場合には、緊急性の有無を判断し、救急要請を含めて主治医へ連絡するものとする。

（1）急激な意識障害、呼吸困難、胸痛、麻痺等の急変が認められるとき。

（2）高熱、著しい血圧変動、大量の出血、繰り返す嘔吐・下痢等、医師の診察を要すると判断されるとき。

（3）褥瘡や皮膚の異常、浮腫、感染症の疑いなど、継続的な観察が必要な症状が認められるとき。

（4）その他、利用者または家族の希望があり、医師の判断を仰ぐことが適当と認められるとき。

3 主治医に連絡した内容及び対応については、記録に残し、必要に応じて家族及び居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）へ報告する。

附 則

この規定は平成19年3月12日から施行する。

附 則

この規定は平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規定は平成25年1月1日から施行する。

附 則

この附則は平成25年2月1日から施行する。

附 則

この附則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この附則は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この附則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この附則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この附則は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この附則は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この附則は平成30年10月1日から施行する。

附 則

この附則は平成31年1月1日から施行する。

附 則

この附則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この附則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この附則は令和 6 年 2 月 1 日から施行する。
この附則は令和 7 年 10 月 1 日から施行する。